

川島桶川資源循環組合物品及び業務委託等競争入札参加者の資格等に関する規則

令和7年5月19日

規則第26号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、組合が締結する次に掲げる契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（次条において「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について定めるものとする。

- (1) 物品の製造の請負、買入れ、修繕、借入れ及び売払いに係る契約
- (2) 清掃、警備、検査その他の役務の提供に係る契約
- (3) 物品又はサービスの利用に係る契約
- (4) ソフトウェア等の借入れ又は使用許諾に係る契約

(競争入札の参加資格)

第2条 競争入札に参加することができる者は、川島町又は桶川市の物品等に関する競争入札参加資格者名簿（次項において「資格者名簿」という。）に登載された者とする。

2 前項の規定にかかわらず、資格者名簿に登載された者が、一般競争入札の公告をした日（指名競争入札にあつては、指名通知書を送付した日）から開札日までの間において、次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当するとき。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により組合の競争入札に参加させないこととされたとき。
- (3) 営業に必要な登録、免許又は許可を受けていないとき（営業に関し

許可等を要する場合に限る。 ) 。

(4) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であって、管理者が不適格であると認めるとき。

(5) 管理者が別に定める税を滞納しているとき。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立てが行われているとき（同法第236条の規定により更生手続廃止の決定を受けたときを含み、同法の規定により更生手続開始の決定がされているときを除く。 ) 。

(7) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てが行われているとき（同法第191条の規定により再生手続廃止の決定を受けたときを含み、同法の規定により再生手続開始の決定がされているときを除く。 ) 。

（随意契約の相手方）

第3条 前条の規定は、特別な理由がある場合を除き、随意契約の相手方について準用する。

（その他）

第4条 この規則に定めるもののほか、競争入札に参加する者に必要な資格等に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。